

國民學校と幼稚園保育の實際

(二)

倉 橋 惣 三

まへおき
これは、昨年の夏の文部省主催の保育講習會で講述した「國民學校と國民幼稚園」の再説といつたものである。私はあの

講述で、小學校が國民學校に刷新せられるとする前に當つて、就學前の問題も、それについて當然刷新せられるべきことを信じ、その總結論を國民幼稚園の名に托して廣く思考した。その大體の内容は、一、序説、二、國民學校概觀、三、國民學校の教育方針、四、國民幼稚園、五、幼稚園と國民學校、六、幼兒教育者としての國民學校教科の研究、七、我國幼稚園の將來、八、幼兒保育者の責務、といつた風に、國民幼稚園の名で考へられなければならぬ各方面に、ひとわたり普く觸れて行つた。しかも、その主旨の中心は、日本の子どもは國民學校に入るを待つて、初めて、皇民教育が始まられるべきものではない、といふことであつた。そして、その時豫示せられてゐた國民學校教育の本旨と國民學校の教育方針とに對應させて、從來の幼稚園の本質、方法、及び制度を検討しつゝ、その向ふべきところを論定しやうとしたのであつた。素より未だ精しきを盡してはゐなかつたけれども、爾來、國民幼稚園の名によつて、就學前教育の指針が語られるこ

の多くなつたのは、當然の發言が當然の同意を得たものといつてよからう。

ところで、いよいよ本年四月、國民學校令が實施せられてから、幼稚園は果して、さういふ動きを見せてゐるであらうか。素よりそう早速に著しい動きを示し得るものではない。しかし、幼稚園實際家が此の點に持つ關心は極めて切急であつて、深く感心し、或は焦慮さへしてゐる。熱意を以て私達に意見をもとめる向きも趣くない。私達としても亦、國民學校の未だ實施せられてゐなかつた昨年と、既に實施せられた後の今日と、幼稚園に向つて言はんとする點が、おのづから移るところなしとしない。そこで、本年の日本幼稚園協會主催の講習會では、焦點をぐつと保育の實際に引きよせて、所感を講述しよう用意したのであつた。偶々、本年度の全國的講習會の一般的休止の公牒により、親しく會員諸君と相語る機會を得られなくなつたので、誌上講習の形で、要旨を記述することとした。昨年の主張的態度に比し、本年は、會員諸君と共に、眼を保育の實際に即けつゝ、じつくりと語りたいと希つてゐたのであつた。この記述も亦、その心でお聽き、否お読み下さい。昨年の講習の筆記は「幼兒の教育」、その要約は文部時報昭和十五年に掲載。

第一、國民學校と幼稚園と

の教育本旨上の一貫性

一、その考へのもち方

大層長い題目であるが、これこそは、幼稚園が終始、基本觀念として、日々の實際の上でも、胸底から離してならぬ、一番大切な點である。國民學校があの精神を以て行はれるのは、日本の國民の教育だからであつて、その國民の教育たるや、學齡中だけのものではない。學齡後に於ても繼續するものであり、同様に、學齡前に於ても存するものである。學齡前は他の本旨で教育せられ、學齡に至つて急にその本旨が適用せられるといふことは、理に於てあり得ない。幼稚園が國民學校の教育本旨と同じ教育本旨で行はれねばならぬことを、國民學校への準備といつた言ひ方でいふのは、實際的にはそういう結果になるが、本質的には適當な言ひ方でない。そういうふ效果上の必要といふよりも、もつて、理論上の必然である。皇國の道に則つて、國民に練成するといふことは、國民學校だけの任務ではない。その基礎的な度や質に違ひはあるとも、その目的に變りはない。それ以外の教育本旨は、日本の幼兒教育そのものとしてあり得ないのである。國民學校への連絡の爲めに

ふよりも、もつて深い理由からである。しかも、その結果が、國民學校の斯の教育に、正しき前提となることは言ふまでもない。又、この正しき前行なくしては、國民學校の此の本旨が充分實現せられ難いことを考へられる。たゞ、幼稚園が國民幼稚園としての精神に充實すべきことは、それをも含むそれ以上の理によるものであることを深思したい。それを一貫性と呼んだのである。この一貫性は、たゞ幼稚園ばかりではない。家庭に於て、先づ確乎として存する。日本の家庭教育は、一つに此の本旨で行はれるべきものである。そこに、國民學校と家庭との、縦にも横にもの一貫性が考へられる。而して、それは、日本の家庭の本来の特質から出ることであり、日本家庭教育の必然である。これに比して、幼稚園は教育の二つの施設であつて、種々なる動機から思ひ立たれ、従つて、その本旨とするところも各様であり得る。勿論、日本の幼稚園が、非日本的の本旨で行はれることは絶対にないが、その本旨をさの位強く、殊に真に中心的のものとして確把するかは、日本の家庭が何んとしても本來そういうある必然とは差があるかも知れない。そこで、特に、此の一貫性の自覺が、今更必要であるのである。殊に、幼兒期といふ淡さに於て、尙且しつかりとその一貫の本旨を見失はぬことを、怠らず留意する必要があるといへる。

一、一貫するもの

國民學校と幼稚園とは、當然一貫する教育であるが、そ
の一貫する點は、くわしく考へれば何んであらうか。一貫
といつて、幼稚園の全面が國民學校と一同なるべしといふ
のではない。そこで此の題目としても、教育本旨上の特
にこだわつて置いた。これはたゞ意味なく使つた言葉では
ない。

國民學校と共に、幼稚園もその面目を一新しなければな
らぬといふ焦慮から、いろいろの新考案が工夫せられる結
果、時として相當時激、さいふほゞでないとしても、多
少度を超えた保育形態や、保育方法が採り用ゐられる危険
がないこしない。勿論、そうあつてこそ、その熱意が己
へも満足せられ、他へも徹底させられる譯であつて、その
本意の存するところは敬意に値する。しかし、われ々
が必須とする一貫性は、必ずしも形の上ではない。殊に極
端に偏する特殊的な形のみではない。それよりも、教育上
の本旨そのものである。その本旨は素より方法の上にあら
はれる。その本旨に基いて從來を改め、新規を探る必要
は起る。たゞ、幼稚園を餘りに特定な形式に局限したり、
一方的な方法にのみ重きを置いたりすることは、注意すべ
きである。國民學校の教育上の本旨は、國民學校令第一條
に示されてゐる、皇國の道に則りて國民練成をなすことで

あるが、それは、教育の實際としては、決して狭いもので
はない。尊き皇國の道はもとより、日本國民の大國民性を
しても、決して、文化の狹隘なる局限によつて顯現せられ
るものではなく、高速と共に廣範なる文化財の包容によつ
て生々發展するものである。たゞ、從來の誤りは、徒に廣
きを外に求めて、日本自身の文化價値の自識とその活用を
が、往々にして充分でなかつた點である。自識が強くなく、
活用が豊かでなかつたのである。従つて、その特色を具
有し表現する文化資料と實際方法との使用が足りなかつた
ことである。即ち、要約していへば、他を用ふることに偏
して、己れを用ふることの少なかつたのが弊であつたの
で、他を用ふることの悪かつたのではない。

さいふご、またしても自由な態度をとり過ぎるやに聞え
るかも知れないが、決してそうではない。一貫を教育上の
本旨そのものに求め、本旨の内面的意義を尊重するが故
に、形の變改で事が完ふされたご考へる淺さを避けたいの
である。そんな形の上だけで済まさない程の深さを幼稚園
教育の奥底に求めたいからである。

そこで、形でなく、必ずしも方法の上だけでなく、幼稚
園そのものにこいふ時、その本旨の一番の所在はどこであ
らうか。いふまでもなく、保姆その人の保育精神の中であ
る。保姆が、その明確な日本保育精神に基いて、一切をそ

深カラシムベシ

一 國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ
情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニ力ムベシ

二 我國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及ビ世
界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺
ニ基キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニ力ムベシ

三 ある。素よりこのまゝが幼稚園教育の本旨とはいへないが、その國民教育として中心本旨はこの他はない。尙ほ文部省から示されてゐる解説要領は、この本旨を一層具體的明かにしてゐる。
さてその一貫の内容は、もう更めて説くまでもないが、國民學校令第一條ミ、同施行規則第一章教則及び細則第一節總則第一條ミに示されてゐるところに基いて考へらるべきである。

三、一貫の内容

國民學校令第一條には
國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民
ノ基礎的練成ヲ爲スヲ以テ目的トナス
であり、施行規則には

國民學校ニ於テハ國民學校令第一條ノ旨趣ニ基キ左記
事項ニ留意シテ兒童ヲ教育スベシ
一 教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ
瓦リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ團體ニ對スル信念ヲ

これは言ふまでもなく、國民學校の教育本旨であつて、このまゝ就學前に適用せられないかも知れないが、それは恐らく、徹底度に於ての差違であつて、教育本旨たるの質に於ては、同一の要求に何等の別は存しない。すなはち、これを、幼兒教育としての妥當性に於て正しく實現せしめてゆくこそ、一貫の内容を盛るものである。殊にこの中には、「皇國ノ道ヲ修練セシメ」、「國體ニ對スル信念」、「普通ノ知識技能ヲ體得セシメ」、「大國民タルノ資質ヲ啓培スル」等の言葉がある。用語上さいふ以上に、これらの言葉が用ゐられてゐる内的心が、よく考察せらるべきである。修練のところに理解、といつてない。信念のところに觀念、といつてない。體得のところに會得、といつてない。資質を啓培のところに教養を充實、しなき、といつてない。理解、觀念、會得、教養等であつたら、全く幼兒に適用せられない。修練、信念、體得、資質の啓培、といつても、その度合ひにいろいろあり得るが、いづれも幼兒期に於て可能の教育である。素より幼兒の教育は淡い。これに年長兒の教育の濃さを求むることは出來ない。しかし、淡いからさいつても、その本質は決して空虚であつてはならない。淡ければこそ眞に純に、其の本質が含有せられてゐなければならぬし、含有せられ得るのである。又幼兒教育は、その效果が形にあらはれて見られるこことはむづかしい。それを求める

ことは却つて危險な位である。しかしその芽はちゃんと存し、その芽の伸びてゆく方向は、誤りなく指向せられてゐるべきである。茲に、前に引用した「…而も此の信念の涵養深化は、純眞なる兒童の時代を以て最も適當」と、この時代に養はれたるこの信念は國民の一生を通じての世界觀の基調をなすものである「さいふ意味が確立する。世界觀の基調といふこと大層むづかしく響くが、つまりは、自分の生活の感じ方、考へ方の方向がつくことであつて、その方向が、誤りなく國家的、國民的になることが、國民學校との就學前の教育との共通の一貫の内容でなければならぬのである。

これは、多くの人々にさつては、餘りにも當り前すぎた話である。日本人が日本の子孫を教育するに、このほかの本旨があり得る筈はないのである。たゞ、前にも一寸言つた如く、何しろ幼兒期は極く淡いのである爲に、教育者の方の教育意識も、おのづから極く淡いものになつて、肝要な本旨を取り落すことがないこも限らない。又、幼兒教育の方法上の要諦として考へられてゐる心理的の條件が、それ自らに教育目的であるやうに考へられて、所謂教育上の自然主義、自由主義といつた傾きに覆はれたりすることも屢々起る。更に又、教育上の美的主義といつた主張が、前面に溢れ漲つて、何よりも根基である國民的本旨が後ろ

へかくれたりするゝ事も起る。殊に、幼稚園がフレーベルを中心にして、その説や著作をこまでも經典視したりする風が、時に残つてゐる。日本の幼稚園が日本の爲に設けられてゐる本義が、國民學校の場合の如くには確固さなつてゐないところも、時には無しこしなかつたのである。幼稚園が日本の子を教育してゐることは、國民學校と一毫の差違もない。そこに、教育本旨上の一貫の内容は確乎として動かないのである。

第一、幼兒教育法の特色

國民學校の教育方法

一、從來の實狀

教育本旨の上に於ては、そこまでも國民教育としての一貫性であつて、さつちからさつちを考へるこか、さつちへさつちをつけるさかいふ性質の問題ではない。たゞ今日の動き方としては、國民學校の國民教育意識の高揚につれて、幼稚園としても反省し、再検討されて、その一貫性に違ふこゝなく、怠るこゝなきを期せなければならぬと考へたのであつた。そしてそれが極めて必要な考へ方なのである。ところで、問題を教育の方法の方に移して来るこ、その考へてゆく順序が少し異つて來る。先づ極く卒直な言ひ

方をするならば、國民學校の教育方法の方が、幼稚園の教育方法へ近づいて來たといふことである。

從來の實狀では、小學校教育法と幼稚園教育法とは割然たる相違に置かれてあつた。従つて子をもは、新入學の第一日から、所謂新入學の第一日から、幼稚園とは全然別個の原則の下に教育せられたのである。小學校の先生もそれを當然として強ひて疑はなかつた。家庭でもそういうふものとして敢て疑はなかつた。子をもらは、生活の實際の上には恐るべき不自然を感じながらも、その不自然に所謂學校感を味はふことをつゝめたり、得意になつたりしてゐた。たゞ、幼稚園では、それを、甚だ悩ましい問題として困却してゐた。

この、幼稚園と小學校との教育方法原則の相違の結果、殊にその爲に考へられる學校側からの苦情に基いて、幼稚園と學校との連絡といふことが、しかつめらしう問題として取り立てられた。幼稚園と學校とは一連の教育道程である。隔てのない身うち一族である。その間に今更、連絡の工夫なき、まるで兄弟間の意志流通法といつた奇怪千萬な話であるが、それがいつも駭然と論じられた。又、論じられる必要が實狀に於ては存したのであつた。そして、その不連絡の攻撃は、いつも年下の方の幼稚園へ向けられたのであつた。たゞ近時になつて、小學校低學年の研究が進む

につれて、その教育方法はだん／＼幼稚園教育法の方に近づき來り、幼稚園と低學年とを同一教育方法原則の下に結びつけようといふ試みさへ行はれるに至つてゐた。しかし、それは極く進歩的な、所謂新教育的主張であつて、一般としては、小學校は小學校として、劃然たる岸壁の上から、幼稚園を眼下の對岸視してゐるのが普通なのである。

これは、われ／＼の久しく憂慮してゐたところである。何も、幼稚園の爲にいふのではなく、小學校教育の爲に憂慮してゐたのである。さいふよりも、最も眞實には子さも達の爲に憂慮してゐたのである。そして、低學年教育法の改善を、それ自身の爲に（幼稚園との連絡といふやうなこと）なく永く主張し來つたのである。

國民學校の教育方法要旨は、この問題を原則的に解決して呉れた。低學年に限らず國民學校全體のこととして、方法上の顯著な刷新が與へられた。これは勿論、國民學校が幼稚園の方について來たといふ譯ではない。いふまでもなく、教育方法上の正常さが、兩方の一一致を見せしめた丈けのところである。たゞ、若し、さつちが先きに此の原則を探つてゐたかといへば、幼稚園の方——幼稚園法にもいろいろあるであらうが、少くもわれらの幼稚園方法の方が先きであった。但し、斯くいふことに於て、幼稚園の方が、教育方法の考究に於て進んでゐたなさゝいふべきではな

い。考究としては、小學校の方にも充分の先覺があつた。たゞ、それを實行することに於て、幼稚園の方がらくであり、簡単でもあつたのである。

兎に角、幼稚園は、國民學校から、教育本旨上に活を入れられたと共に、國民學校の教育方法の新方針を手を拍つて歡迎したのである。

二、國民學校教育方法の方針

然ばば、國民學校の教育方法の新らしい特色はさう云うこことあるか、國民學校令施行規則第一章第一節第一條に、前に教育本旨のところで引用した三項について、次の諸項目が擧げてある。

四 心身ヲ一體トシテ教育シ、教授、訓練、養護ノ分離 ヲ避ケシムベシ

五 各教科竝ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互通ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民練成ノ一途ニ期セシムベシ

六 儀式、學校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一體トシテ教育ノ實ヲ擧グルニ力ムベシ

七 家庭及ビ社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムベシ

八 教育ヲ國民ノ生活ニ即シテ具體的實際的ナラシムベシ

九 児童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等
ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ

十 児童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニ力ムベシ

これらの方針は、教育をして局部的や抽象的のものではなく、國民練成に歸著せしめるこゝを中心主義としてゐるが、その教育方法上の特質としては、生活的及び具體的といふ二大特色に概括出来るものである。茲に一々詳説するまでもないが、その最も主なる項について見ても、心身を一體として、教授、訓練、養護を分離せしめないといふことは、子きもの全生活をそのまゝ対象とし、之れに分離的抽象にならない、そこまでも具體的な教育方法を適用してゆこうとしてゐるのである。儀式、學校行事等を重んじて教科と併せて一體として教育の實を擧げるといふのも、家庭及び社會との聯絡を緊密にするといふのも、又、大きく、教育を國民の生活に即して具體的實際的ならしむるといふのも、皆同じく、教育方法學的の言葉としては、生活主義、具體主義といはれるものである。而して、これは教育理論としては今更新方針とする迄もなく、極めて當り前のこゝのやうにも考へられるが、所謂學校式といはれる從來の方法に於ては、之れは反對の方法にあるこゝ久しく、方法的に進めば進む程、反対の方へ赴いた風があり、その弊は甚だ憂ふべきにも及んでゐた。國民學校は、それを、教育

方法の正しきに還らしめたもので、確に面目一新的の斷行である。國民練成には、そくなればならない。

三、幼兒教育法の特色

翻へつて幼兒教育法の特色を見るに、絶對的に、生活的、具體的である。この問題を茲に詳論するまでもないが、幼稚園に於て遊戯生活を主とし、又製作活動を重んじてゐるもの、つまりは、その生活性と具體性が尊重せられてゐるのである。幼稚園の方法の中にも、いろいろの方針的工夫が行はれて、時には此の肝心の特色から離れてゆく事もあるが、原則としての根本は常にこゝに存するのである。そして、なぜこうでなければならぬかの理由に就ては、幼兒期の發達が未分化の程度にあるから分化的方法が用るられないのだといふ事實もあるが、更に、その全我渾一性そのものは陶冶を重視するといふ教育目的上の意義も大きいのである。一體、教育の方法が生活的全體性や具體性を失ふといふのは、教育の目的の高い方が内容の部分々々に分割せられ、その各々の部分に對して対象を區分せしめそれゝの対象に對して、方法が分歧せられるといふ順序を辿るのである。即ち、教育の徹底を部分に求めてゐるのであり、その部分的徹底を再び全體的徹底に融合させやうとは考へてゐるのであるが、それがむづかしい。その爲に、方法の分れるまゝに、教育が却つて、生活の全體性を破ること

なる。憂ふべきはそこにあるので、生活主義とか具體主義とかいふ教育主張も、それに對して出るのである。ところが、教育が實用化せらるべきの迫つてゐる場合に於ては、その實用の方面々々に役に立つ部分的發達が偏り重んぜられて、生活の全體性といふやうなことが見落される。又、教育が論理化せられるこの高度の場合に於ては、その論理的構成の要素々々に即し過ぎて來て、生活の具體性といふものを見失つて仕舞つたりする。小學校がその弊に陥つたのもこの爲である。それに比して、幼稚園は、ざこまでも、その子をその子として、全體的に發達させ、陶冶してゆく教育であり、その弊から遠ざかり得るし、教育目的の個々内容よりも、その子の今の生活の全體性と具體性とに即して、生活の全體性と具體性そのここの教育に専心し得るのである。

こういふ譯で、われ々々は、國民學校の教育方法上の方針は、豫て幼稚園方法の原理であつたといふのである。また、小學校の低學年の方針は、幼稚園方法に倣つて來なければならぬと傲諧(?)したりさへしたのである。しかも、これはわれ々々の主張する幼稚園方法の特色であつて、幼稚園界の實狀としては、此の特色を理解せず、教育方法の工夫といふ名の下に、折角の此の特色を破棄して所謂小學校型にしてゐるものも、稀にし得なかつた。而

して、それは、幼稚園方法としての本質的錯誤であると共に、學校の方法としても大きな誤謬であるのである。それが、今日の國民學校では割然として刷新せられた。若し幼稚園の方で錯誤をつどけてゐるようなことが假りにもあつたら、何んとも言ひやうもない失態である。更に、國民學校の方法は幼稚園方法の特色と同じになつて來たといふ言葉を、その錯誤的幼稚園方法をもとして用るたりしたら、何んとも飛んでもない混亂である。

就ては、茲で一言添えて置きたいことは、國民學校の教育方法の方針、幼稚園の方法と同一原理の下に行はれるやうになつたことは、前に述べた如く、就學前教育と就學後の教育の一聯の關係を滑かにする點で大に喜ばしいこことであると共に、幼稚園として、此の特色的尊重と發揮が從前よりも一段と肝要になつたことである。前にも言つた如く、現に、此の特色に馳背してゐる幼稚園も無いではないのであり、それは例外とするとしても、此點に於ける幼稚園の方の研究態度は、まだ多く充分といへない。少くも、幼児の生活特色から離れないといふ、いはゞ消極的態度にはあつても、生活の全體性と具體性を、幼稚園の實際の上に、もつと充實させる積極的研究態度はまだ充分といひ得ないかも知れない。その意味で、幼稚園の人々は、國民學校の研究に大に力を用ひなければならぬ。(つづく)